

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	大牟田医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 大牟田医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程	看護科	夜・通信	6	6	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://dai-kan.com/public.html#jitsumu

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	大牟田医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 大牟田医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価委員会
役割	自己点検・自己評価の結果に対し、学校関係者の評価を行うことにより 学校の組織的・継続的な改善を図る

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
診療所院長	R7. 4. 1～ R8. 6. 29	大牟田医師会理事（R4. 6. 29 より現在） 〃 監事（H30. 6. 28～R4. 6. 28）
診療所院長	R6. 6. 24～ R8. 6. 29	大牟田医師会監事（H30. 6. 28 より現在） 卒業生の保護者
（備考）		

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	大牟田医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 大牟田医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 各専門領域の評価(学生・教員評価)結果を基に年度末に、授業の改善を実施する。その領域が効率よく目標達成するための授業形態や、看護実践を展開する内容であるのか検討し決定している。各講師にはシラバスの、目標、内容、学習方法、指導計画、成績評価方法等の確認を行う。その後、教務会議で進度等を検討後 4 月までにシラバスを作成したものを、年度初めに学生に配布している。	
授業計画書の公表方法	https://dai-kan.com/public.html#syllabus
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 各授業科目については、出席時間数が科目時間数の 2/3 以上の履修によって科目の講義終了後試験を受験できる。学修成果の評価は試験、学習の成果(レポート等提出内容)、実習に関する事前学習、グループワークでの学生の取り組み方、姿勢から学修意欲の把握している。また、ボランティア活動や地域支援活動参加状況、学校行事の参加度、履修状態等を総合的に含めて進級判定会議で評価している。 学習成果については学生便覧の学科試験の評価の方法に則り、評価を 4 段階で優・良・可・不可で表し、修得すべき科目の合計点の平均値を G P A で算出する。優 (85 点以上)、良 (70 点から 84 点)、可 (60 点から 69 点)、及び不可 (60 点未満) として可以上を合格とし単位認定をしている。	

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 1年、2年、3年次の学年末に修得すべき科目の合計点の平均値をG P Aで算出する。学生には個人の成績表を渡し、自分の位置を確認できるようにする。 G P Aの算出方法は 評価された成績の段階ごとに、G Pを配点する。 <table> <tr> <td>A：優(85点以上)</td> <td>G P：4</td> </tr> <tr> <td>B：良(70点から84点)</td> <td>G P：3</td> </tr> <tr> <td>C：可(60点から69点)</td> <td>G P：2</td> </tr> <tr> <td>D：不可(60点未満)</td> <td>G P：1</td> </tr> </table> 算出式 $\frac{4.0 \times \text{優の修得単位数} + 3.0 \times \text{良の修得単位数} + 2.0 \times \text{可の修得単位数} + 1.0 \times \text{不可の修得単位数}}{\text{総履修単位数(「不可」の単位数を含む)}}$		A：優(85点以上)	G P：4	B：良(70点から84点)	G P：3	C：可(60点から69点)	G P：2	D：不可(60点未満)	G P：1
A：優(85点以上)	G P：4								
B：良(70点から84点)	G P：3								
C：可(60点から69点)	G P：2								
D：不可(60点未満)	G P：1								
客観的な指標の 算出方法の公表方法	https://dai-kan.com/public.html#hyoka								
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 教育目標に対応させ、卒業時において持つべき資質を以下に明示する。 1. 看護師としての責務を自覚し人々の生命・尊厳・権利を尊重した倫理的な判断に基づいた看護を実践することができる。 2. 地域に暮らす対象を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解するコミュニケーション能力を培うことができる。 3. 患者への能動的な思いや願いを根底にもち患者と向き合い、洞察と内省を繰り返し看護を実践することができる。 4. 健康段階を理解し健康状態やその変化を臨床判断し、科学的根拠に基づいた看護を実践することができる。 5. 保健・医療・福祉システムにおける看護の役割を理解し、多職種と連携・協働し多様な場で生活する人々への看護を提供することができる。 6. 探求心と挑戦する姿勢をもち主体的に学び続け、看護の質の向上を図ることができる。 卒業時の到達状況を単位修得したものと実習評価および、授業態度や学習意欲、出席状況など点数化したものを、卒業判定会議で卒業認定している。									
卒業の認定に関する 方針の公表方法	https://dai-kan.com/public.html#hyoka								

様式第 2 号の 4－②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第 2 号の 4－①を用いること。

学校名	大牟田医師会看護専門学校
設置者名	一般社団法人 大牟田医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	本部事務所前の掲示板にて提示 (大牟田市不知火町 3 丁目 104 番地)
収支計算書又は損益計算書	学校事務所前の掲示板にて提示 (大牟田市不知火町 3 丁目 104 番地)
財産目録	
事業報告書	学校事務所前の掲示板にて提示 (大牟田市不知火町 3 丁目 104 番地)
監事による監査報告（書）	学校事務所前の掲示板にて提示 (大牟田市不知火町 3 丁目 104 番地)

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3 年	夜	70／単位	単位時間 53/単位	単位時間 /単位	単位時間 17/単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			70／単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		41 人	0 人	7 人	73 人	80 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 講義および臨地実習、解剖見学、脊損センター施設見学、薬物に関する特別講義、ネット犯罪に関する特別講義、普通救命講習など
成績評価の基準・方法
（概要） 成績評価の客観的指標の算出方法は、履修科目の成績評価を点数化し科目ごとに 100 点満点で点数化する。実習は目標の到達度とともに実習に臨む姿勢を総合的に判断する。 各科目の評価は、優(85 点以上)、良(70 点から 84 点)・可(60 点から 69 点)、及び不可(60 点未満)として、可以上を合格とする。科目評価の方法として 1 年、2 年、3 年次の学年末に修得すべき科目の合計点の平均値を G P A で算出する。 学生には個人の成績表を渡し、自分の位置を確認できるようにする。

卒業・進級の認定基準
(概要) 卒業の認定については、3年以上在籍し、教育課程の教育時間数 2250 時間、70 単位を修得したものを単位認定し、卒業判定会議により決定する。 進級は学科試験、臨地実習評価並びに出席状況により進級判定会議を経て認定する。
学修支援等
(概要) 専門実践訓練給付金、日本学生支援機構、高等技能訓練促進費などの支援体制を整えて学生生活を支援している。本校は働きながら看護師の資格を取得する学校であるため、家庭や勤務する施設との連携を図り学生の両立支援をしている。精神面ではスクールカウンセラーを導入し支援している。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
27 人 (100%)	0 人 (0%)	26 人 (96.3%)	1 人 (3.7%)
(主な就職、業界等) 医療機関、介護施設等の医療業界			
(就職指導内容) 図書室に医療機関等からの求人票を閲覧出来る様にしている。随時、就職相談に応じている。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師 看護師国家試験 大学の3年次に編入学可能			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
64 人	8 人	13%
(中途退学の主な理由) 学力不振、経済的理由		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学年ごとにクラス担任制を取入れている。また、学習面や経済面、出席状況などが気になる学生については、個人面談を行っている。 更に家庭と職場の連携を図り中退防止・中退者支援に取り組んでいる。		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護科	250,000 円	348,000 円	192,000 円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://dai-kan.com/public.html#kangotenken		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 自己点検・自己評価は本校の自己点検自己評価ガイドラインに基づき全職員で行う。 学校は自己点検・自己評価委員会を設け、毎月1回実施する。 評価の項目はⅠ学校経営、Ⅱ教育課程・教育活動、Ⅲ入学・卒業対策、Ⅳ学校生活への支援、Ⅴ管理運営財政、Ⅵ施設設備、Ⅶ教職員の育成、Ⅷ広報・地域活動の8項目の評価を年度終了後に行う。 学校関係者評価委員会の構成は医師会理事2名を定数とする。委員会は校長を責任者として計画的に年4回行い、自己点検・自己評価の問題点の把握・改善方法を検討しこれを6月までには公表する。 学校は評価結果をもとに目標を設定し、学校長責任のもと年度末の3月までに改善を図り、再度評価を行いこれを継続する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
大牟田医師会 理事	R7. 4. 1～ R8. 6. 29	診療所院長 前監事 (H30～R3)
大牟田医師会 監事	R6. 6. 24～ R8. 6. 29	診療所院長 卒業生の保護者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://dai-kan.com/public.html#gakkouhyouka		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://dai-kan.com/
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H140320200013
学校名（〇〇大学 等）	大牟田医師会看護専門学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	一般社団法人 大牟田医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		人（ 1 ）人	人（ 1 ）人	人（ 1 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	0人	0人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅱ区分	1人	1人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅲ区分	0人	0人	
	（うち多子世帯）	（ 人）	（ 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	0人	0人	
	区分外（多子世帯）	0人	0人	
家計急変による 支援対象者（年間）				人（ 0 ）人
合計（年間）				人（ 1 ）人
（備考）				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単 位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意 欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。